

「後発医薬品・バイオ後続品使用」、「一般名処方」について

「後発医薬品・バイオ後続品使用」

当院では、入院及び外来において、「後発医薬品(※1)」並びに「バイオ後続品(※2)」の使用に積極的に取り組んでいます。また医薬品の供給不足などが生じた場合、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。このような場合には、投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際は患者さまにご説明いたします。

※1「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

※2「バイオ後続品(バイオシミラー)」とは、国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品(先行バイオ医薬品)と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品です。

「一般名処方」

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方(※3)」を行う場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名での処方について、ご不明な点などがありましたらご相談ください。

※3「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。